

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果
			※ 備 考

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

種類 ごとの 数・ 構造	別表第1に掲げる特定施設の項番号						
	特定施設の名称						
	特定施設の型式						
	特定施設の数						
	特定施設の規模 (kw、重量 t、m ³ 、kg)						
使用 の 方 法	工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	工事完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	事業場(工場)の操業時間						
	1日の使用時間(時間)						
	1回の使用時間(時間)						
	1日の使用回数(回)						
	季節変動						
騒音 止 又 は の 振 動 方 法	騒音又は振動の防止の方法の概要						
参 考 事 項	騒音 (振 動) 防 止 施 設	設計施工者			工場全体の敷地面積 m ²		
		工事予定費用	万円				
		資金内訳	自己資金	万円		銀行借入	万円
		工事着手予定年月日 年 月 日	工事完了予定年月日 年 月 日	使用開始予定年月日 年 月 日			
添 付 書 類	1 特定施設の配置図 事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図 周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの(縮尺又は距離を記載すること)。 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る操業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。						

(6-(3)定型的添付書類)

参 考 事 項

- 記載上の注意
- 届出等に係る工場、事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを○印で囲むこと。
 - 届出書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらためて記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)	氏名	所 属 部 課 名	電 話 F A X
公害防止管理者	選任 1 要 2 不要	選任要 のとき 職・氏名	試験又は 資格の区分
公害防止責任者	職・氏名		
従業員数	主 要 製 品 名	日本標準産業分類の 小分類番号・項目	
特定施設メーカー名			処理施設メーカー名
特定施設が関係する製造工程の概要			
新規立地工場・事業 場 事 前 協 議	1 要 2 不要	事 前 協 議 要 の と き	協議終了 年月日
特 定 施 設 等 を 設 置 す る 土 地	用 途 地 域	敷 地 (既存面積 面 積 等 (新規・増加面積	m ² m ² 登記地目)
特 定 施 設 等 を 設 置 す る 建 物	新築 (床面積	増改築 (床面積	m ²) m ²)
工 場 ・ 事 業 場 当 初 設 置 年 月 日	年 月 日		水 質 関 係 特 定 施 設 当 初 設 置 年 月 日
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 2 不要	事 前 協 議 要 の と き	対象物質 協議終了年月日
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときのみ記載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水の排出先の用水路名 () ↓ 排水の排出先の河川名 ()		
公 害 防 止 協 定	締 結 1 有 2 無	締 結 有 の 時 今 回 の 特 定 施 設 等 の 届 出 に 関 す る 事 前 協 議	1 要 2 不要 事前協議 1 協議済 要のとき 2 協議予定
周 辺 に お け る 公 害 苦 情 等 の 問 題	現在解決して いない苦情	1 有 2 無	有のときは その区分 1 ばい煙 3 汚 水 5 騒 音 7 その他 2 粉じん 4 悪 臭 6 振 動 ()

その他、別紙として次の書類を添付する。

- 工場・事業場の平面図（建物、施設等の配置状況を記載し、今回の届出施設を朱塗すること。なお、汚水に関する届出等については、排水の汚染状態を測定するための採水場所を記載、朱塗すること。）
- 工場・事業場の案内図（工場・事業場に至る経路を記載すること。）
- ばい煙に関する届出書等については煙突立面図（主要寸法及び測定孔の位置を記載すること。）及び使用燃料の分析表
- 水質に関する届出書で特定有害物質を使用等する施設については、条例施行規則第17条の規定を遵守していることを明示した図面等

